

議 案 名

桶川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院勧告等に準じて、職員の給料、期末手当及び勤勉手当を改定したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

令和 4 年 1 2 月の勤勉手当の支給割合を引き上げる（次ページの表を参照）。（第 1 7 条の 7 関係）

(2) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

令和 4 年 4 月以後の給料表を改定し、給料月額を平均 0. 1 % 引き上げる。（別表関係）

(3) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

令和 5 年度以後の勤勉手当の支給割合を改定する（次ページの表を参照）。（第 1 7 条の 7 関係）

(4) 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

（改正条例第 4 条関係）

特定任期付職員の給料表の 1 号給と 2 号給の給料月額を引き上げる。

（第 7 条関係）

(5) 桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
正（改正条例第 5 条関係）

ア フルタイム会計年度任用職員の令和 4 年 1 2 月の期末手当の支給割合を引き上げる（3 ページの表を参照）。（第 1 3 条関係）

イ パートタイム会計年度任用職員の令和4年12月の期末手当の支給割合を引き上げる（次ページの表を参照）とともに、字句の整理を行う。（第21条関係）

(6) 桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（改正条例第6条関係）

ア フルタイム会計年度任用職員の令和5年度以後の期末手当の支給割合を改定する（次ページの表を参照）。（第13条関係）

イ パートタイム会計年度任用職員の令和5年度以後の期末手当の支給割合を改定する（次ページの表を参照）。（第21条関係）

(参考) 期末手当及び勤勉手当の支給割合

再任用職員以外の職員

年度		6月	12月	合計	総支給割合
令和4年度 (現行)	期末手当	1.20	1.20	2.40	4.30 (月分)
	勤勉手当	0.95	0.95	1.90	
令和4年度 (改正後)	期末手当	1.20	1.20	2.40	4.40 (月分)
	勤勉手当	0.95	1.05	2.00	
令和5年度 以後	期末手当	1.20	1.20	2.40	4.40 (月分)
	勤勉手当	1.00	1.00	2.00	

※ 太枠内が改正部分

再任用職員

		6月	12月	合計	総支給割合
令和4年度 (現行)	期末手当	0.675	0.675	1.35	2.25 (月分)
	勤勉手当	0.450	0.450	0.90	
令和4年度 (改正後)	期末手当	0.675	0.675	1.35	2.30 (月分)
	勤勉手当	0.450	0.500	0.95	
令和5年度 以後	期末手当	0.675	0.675	1.35	2.30 (月分)
	勤勉手当	0.475	0.475	0.95	

※ 太枠内が改正部分

フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員

		6月	12月	総支給割合
令和4年度（現行）	期末手当	1.20	1.20	2.40（月分）
令和4年度（改正後）	期末手当	1.20	1.30	2.50（月分）
令和5年度以後	期末手当	1.25	1.25	2.50（月分）

※ 太枠内が改正部分

3 施行期日

公布の日（改正条例第3条及び第6条の規定は、令和5年4月1日）